

平成15年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会

1 開会

事務局

ただいまから平成15年度第2回宮城県民間非営利活動促進委員会を開催いたします。開会に当たりまして、宮城県環境生活部長からごあいさつ申し上げます。

伊東部長

宮城県民間非営利活動促進委員会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。本日は、年始のお忙しい中、ご参集賜りましてありがとうございます。

また、皆様方には、本委員会の委員の御就任をお願いいたしましたところ、快くお引き受けくださり、誠にありがとうございました。

さて、これからますます複雑多様化していく社会の中で、市民のニーズ、地域のニーズも多様化し、行政だけではなかなか対応が難しくなっております。

このような中であって、NPOの活動は社会の多様なニーズにきめ細かく対応しながら、公的サービスの提供を行っており、今後のより活力のある豊かな社会を構築していく上で重要な役割を担っていくものと期待されているものであります。

このような観点から、県ではNPOの活動を促進・支援するとともに、NPOとのパートナーシップの構築を図っていくこととしております。

この委員会は、「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」に基づいて設置するものであり、NPO活動の促進に関する基本計画の策定や促進のための施策など、NPO活動の基本的な事項について調査・審議、御意見をいただく場となっております。

特に今任期中は、平成12年10月に策定されました「民間非営利活動の促進に関する基本計画」の見直しの時期に当たっておりますことから、委員の皆様におかれましては、NPO活動の促進について十分御審議いただき、よりよい施策の実施に結びつけていただきますよう御指導をお願いしたいと考えております。

最後に、委員の皆様方の益々の御活躍、御発展を祈念いたしましてごあいさつといたします。

事務局

本日は新委員によります初めての委員会でございますので、委員の皆様から一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、秋葉委員からお願いします。

秋葉委員

議会からの任命ということで十分職責を全うしたいと思います。この条例は議員条例として作っただけでもありまして議会からもこの委員会に参画しております。NPOはノンプロフィットオーガニゼーションですが、ニューパートナーシップオーガニゼーションと訳したいと思います。なかなか言い得て妙だなと思いますが、そんな精神で頑張りたいと思っております。よろしく願いいたします。

稲葉委員

皆さん初めまして、稲葉と申します。よろしく願いいたします。このたび公募という

ことで応募させていただきました。自分なりにいくつかNPOの活動に参加をして活動しておりますが、なかなか芽の出ない活動もあり、なぜか余りやっていないのに芽の出る活動もあり、その不思議な仕組みと自分の頑張りが比例しないところを皆さんに御指導いただきながら少しでも県の活動を有意義にもり立てていけるように頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

加藤委員

皆さんこんにちは。せんだい・みやぎNPOセンターで代表理事をしております加藤と申します。よろしくお願いいたします。私は、一番最初に県が検討委員会を作ってNPO、市民活動の促進に関する提言書を書くという段階で委員としてお世話になりました。それから直接的には委員会等には関係なかったのですが、また、お世話になることになりました。せんだい・みやぎNPOセンターは宮城県全域を対象にしたNPO、市民活動の促進ということを目的にした組織でありますので、そのためにできることを続けていきたいと思ひますし、お役にたてることをやっていきたいと思ひております。よろしくお願いいたします。

木村委員

みなさんこんにちは。株式会社ゼンインターナショナルの木村でございます。本日、私は企業関係者ということで委員に選出されておりますが、10年ぐらい前から青年会議所活動などでNPOに係らせていただきまして日本青年会議所に出向していた時にNPOの法案に少し係らせていただく機会を得ました。そうした関係で、私の住んでいる石巻市の方でもなんとかNPOの活動が盛んにならないかということで準備を進めて参りまして、一昨年にNPO法人であるいしのまきNPOセンターの設立に係らせていただいたり、また私的にもいろいろなNPOに係らせていただいております。そういう経験を少しでもみなさんのお役に立てればということで、今回は委員をやらせていただくことになりました。初めての参加となりますので、皆さんからいろいろお話しを伺いながら勉強させていただき、私の意見も申し述べさせていただきたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

小玉委員

パートナーシップ古川の理事ということで参加させていただいております。2期目になりまして2年間過ごしたわけですけれども、NPOをめぐる状況というのは変わるようになかなか進展しないという印象でございます。地方にあります中間支援組織ということで、NPOの促進にも邁進しているところですが、ここに来まして市町村の合併ということでさらにNPOの力が求められる2年間かなと思ひます。私も微力ではございますけれども市民活動がどんどん活発になっていくように努力したいと思ひます。よろしくお願いいたします。

坂下委員

NPO活動促進委員会委員として2期目になりました県会議員の坂下康子と申します。NPO活動促進ファンドなど、NPOがこれから生き活きと活動できるための支援制度についてお話する機会をいただきましてありがたく思っております。NPO法人も県内で200を超え、たくさんできましたNPOなりの活動の内容について玉石混濁と言ったら失礼ですが、いろいろな問題も出ている昨今かと思ひます。その内容をよく厳選し

てこれから伸びていただきたい。かゆいところに手が届くNPOの促進のために実のある議論ができればと思っております。よろしくお願いいたします。

櫻井委員

皆さんこんにちは。名簿で言いますと上から2番目ですが、群馬県にあります高崎経済大学から来ました櫻井と申します。宮城県の委員会に遠いところから来ていると思われる方もいらっしゃるかも知れませんが、私はもともとというか今も宮城県の間人として、今回はこういう立場で係らせていただくわけですが、前任のときは市民活動の立場でこの委員会に参加させていただきました。地元でNGOの活動などを展開し、日々実践しながら勉強しているというところなのですが、この委員会で前任の時に他の委員の方々との出会いとか交流が自分にとりまして新たな活動や研究の場を与えていただいたというふうに思っております、また、ここで新たにお会いしました皆様方とも意見を交わしながら勉強していきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木委員

NPO法人ハウジングネットコンシェルジュの佐々木と申します。今回公募で選んでいただきました。2年程、欠陥住宅を扱うNPOをやっております。平日は普通に働いております、土日にボランティア的にやっております。今回、なぜ応募したかということですが、基本的に私は現場で困っている方のお話を聞いて、現場のNPOの声というものもお役に立てていただけるのではないかと思った次第です。これからいろいろなNPOが立ち上がっていく段階で一番大事なのが、学校で言った場合にその人達が生徒だとするとそれを支援してくださるNPOは先生とか先輩の役割だと思うわけです。学校という組織を作るのは、もしかすると県の役割なのかも知れない。そう考えるとその中で生徒をいい方向にもっていく私たちの役目というのは同級生なのかなと思うわけです。ですから、クラスの雰囲気をよくしたり、また、何かするとき同級生の意見というのも役に立つのかなということで、現場サイドからの提案もさせていただこうと思ひまして今回参加させていただきました。よろしくお願いいたします。

藤田委員

みなさんこんにちは。あかねグループの藤田と申します。仙台市の若林区を中心に地域での支え合いを目指しまして、高齢者への配食サービス、それから訪問介護サービス、それからファミリーサポートと申しましてどなたでも御家庭の中でSOSを発信する人がいればなんとかお手伝いしたいということで様々な活動をしております。ふれあいサロンという活動もやっておりますが、この2月で活動も23年目に入ります。NPOという言葉がなかったころから市民活動を始めております。そういう立場から市民活動が盛んになるような提案をすることができれば私も嬉しいと思っております。常々思っておりますのは市民活動と言ひしてもレベルがありますので、そのレベルに合わせた支援の仕方があると思ひますので、そういう視点で発言させていただきたいと思ひます。どうぞよろしくお願いいたします。

山田委員

みなさんこんにちは。岩手県立大学総合政策学部におります山田です。本業は建築出身で地域計画をやっておりますが、十数年前、地域計画のためのNPOの勉強を始めたところ巻き込まれてしまってNPOをかじっておりますが、途中で特に加藤さんに出会ってし

まってそこから切れなくなかったというのが実態かも知れません。そろそろ、本業の地域計画に戻ってそのためのNPOの勉強ということにしたいと思っております。この委員会も既に3期目ということになります。なぜ岩手県の間がこの委員会の委員をずっとやっているかと申しますと、平成10年頃にこの議論をするときに混ざっていただき、その時からお世話になっています。そろそろ3期目でもありますので交替したいなと思っておりましたが、また、混ざっていただくことになりました。よろしく願いいたします。

事務局

大森委員さん、到着早々申し訳ございませんが、自己紹介をお願いします。

大森委員

今日は少し遅れまして申し訳ございません。石巻の大森でございます。本業は石巻で飲食業を営んでおります。石巻の方のNPOの活動は主に文化的な分野を中心にいくつかのNPOの活動に参加させていただいております。私は2期目ということで前回も委員会に参加させていただきましたが何回か欠席してしましまして、今期はぜひ欠席のないように頑張りたいと思います。よろしく願いいたします。

事務局

ありがとうございました。鈴木委員につきましては本日欠席されるという連絡が入っておりますのでご報告いたします。それでは次に事務局の職員をご紹介します。

県環境生活部次長の渡邊でございます。

同じくNPO活動促進室の青山でございます。

同じくNPO活動促進室活動促進班長の佐藤でございます。

みやぎNPOプラザ館長の武田でございます。

私はNPO活動促進室長補佐の岡野でございます。

それでは、本日は新委員によります最初の委員会でございますので、会長、副会長の選出をお願いしたいと思います。会長、副会長選出までの間、NPO活動促進室長が進行役を務めさせていただきます。

青山NPO活動促進室長

それでは、私の方で進行をさせていただきます。

会長、副会長の選出につきましては、お手元の資料2ページでございます促進条例第16条によりまして、委員の互選により定めることとなっておりますが、どなたか御提案がありましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

それでは事務局の方で提案をさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは事務局案といたしまして、会長には山田委員を副会長には小玉委員をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

それでは、互選によりまして会長には山田委員、副会長には小玉委員ということでお願いしたいと思います。

それでは、促進条例16条にありますように会長がこの会議の議長になりますので山田会長と小玉副会長におかれましては恐縮ですが、前の席にお移りいただきたいと思っております。

事務局

それでは、ただいま選出されました山田会長、小玉副会長に一言ずつ御挨拶をいただきたいと思っております。

山田会長

御指名をいただきました山田でございます。

先程申し上げましたように3期目で、そろそろこの委員自体を引かなければと思っておりまして。こういった組織というのは、どんどん循環していくべきだと思っておりましてので若干どうかという部分ではありますが、御指名でもありますので務めさせていただきます。

宮城県のNPO促進については、全国的に見ても先頭集団に入っていると思っておりませんが、この位置をしっかりと保つ、そして新しいNPOの課題に对应していくための促進委員会でありたいと思っております。今回委員になっていただいた皆様は現場で優れた能力をお持ちの方々ですので、是非、皆様と一緒に先程申し上げました課題に向かって頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小玉副会長

山田先生の隣に私がいるというのは、申し訳ないような気がしています。

私もまだまだこれから勉強していきたいと思っております。

皆様に助けていただきながらやって参りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局

それでは、引き続き山田会長に議事の進行をお願いしたいと思います。

2 議事

山田会長

それでは、早速議事に入りたいと思っております。

皆さんのお手元に次第がありますが、4の報告事項の「平成15年度の事業実施状況について」事務局から御説明をお願いします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

NPO活動促進室の佐藤でございます。

資料の6ページ目を御覧いただきたいと思っております。平成15年度NPO活動促進事業の実施状況について、御説明させていただきます。

1番目のNPO法の施行事務ですが、これは主にNPO法に則った法人の設立認証に係るものでございます。平成15年の末現在で宮城県の認証法人数217法人になりました。年度ごとに見ていけば、本年度につきましては12月末で57法人、資料の方は11月末となっておりますが、ここの部分が間違いで12月末現在でございます。合計でこれまで217法人が認証されているところでございます。

次にNPO活動促進委員会ですが、条例に基づきましてNPO活動の基本的事項の審議・調査等に当たっていただくということで、今年度につきましては8月8日に第1回目を開催して、第2回目を本日開催しております。今年度の予定といたしましては、3月中にもう1回予定しているところでございます。

続きまして3番目の促進事業のご説明でございます。NPO活動企画コンペ事業でございますが、これはNPOの活動企画を公募して優れた企画を選考し、その実施に関する事業経費を助成するというもので、平成11年度から実施しております。今年度については

応募団体 18 団体、これは昨年度と今年度で対象地域を県の南北に分けまして、15 年度につきましては県の南地域で活動されている NPO の方々に応募いただきまして、18 団体から応募いただきまして 9 団体に助成しております。助成金交付後、実際に助成の選考に当たった委員の方々に入っていただいて、その後の実施状況の聞き取り等を行っているところです。

次に NPO・青少年協働促進事業ですが、これは各高校に NPO が出向きまして、活動の紹介をしたり NPO と高校生の皆さんが協働してワークショップ形式での事業を実際に企画運営することで、高校生に対する NPO の啓発を図るという目的で実施しているものでございます。

続きまして、みやぎ NPO 活動促進ファンド（仮称）でございまして、これにつきましては次第にありますとおり協議事項の（2）で改めて御審議いただきたいと思っております。

続きまして NPO の活動実態・意向調査事業でございまして、これにつきましては冒頭の部長のあいさつにもありまして、平成 12 年 10 月に策定した基本計画の見直しの時期に差し掛かるとういう中で、その見直しの検討に当たり県内 NPO の実情と意向について把握しようということ、今年度実施しているところでございます。今現在は回答を集計中でございまして、今年度中に分析等をして、また皆様に御報告したいと思っております。

続いて庁内 NPO サポーター派遣事業でございまして、これは県職員の中でも IT 関係であるとか語学とか様々な得意分野を持っている人材をリスト化して、必要とする NPO にボランティアとして派遣しようということ、NPO の方々のサポートというのもおこがましい部分はあるのですが、職員の意識啓発という両面の効果を狙って今年度当初に企画していたものですが、前回の 8 月の促進委員会で委員の方から一足飛びに職員を派遣するというよりは、まず県職員がもっと NPO の活動の現場を知る機会を数多く作るの方が先決だろうといったような御意見もございましたので、われわれとしましても御意見の趣旨を踏まえましてより効果的な実施方法等について検討して参りたいと思っております。

つづいて職員研修事業でございまして、これは県庁職員を対象とした NPO に関する意識啓発事業で、昨年度までも NPO 関係者の方々をお招きして県職員を対象とした研修会をやってきましたわけですが、どうしても大きな会場に大人数を集めていわゆる座学形式という形に終始してしまったといった反省もございまして、今年度からはなるべく少人数で意見交換等を通しながら実践的な研修を組めないかということで、今年度につきましては部局単位でそれぞれの部局が抱えている実際の課題に照らして NPO の方々との意見交換をしたり、個別の課題ごとにグループ討議を行うといった形式で実施しておるところでございます。

つづきまして、みやぎ NPO プラザにぎわいサロン事業でございまして、これは NPO プラザに交流サロンという共有スペースがありますけれども、そちらを会場に NPO の活動をご紹介しようという事業でございまして、今年度はこれまで 7 件のイベントが実施されておまして、今後 1 月から 3 月までで 10 件ほど予定しておるところでございます。

つづきまして NPO の業務委託推進事業でございまして、これにつきましては平成 13 年の 4 月に NPO への委託業務の促進を目的とした NPO 推進事業発注ガイドラインといったものを定めまして、これに基づきその事業の内容・性質・目的から NPO に優先的に発

注すべきだという事業については、このガイドラインに則りまして委託業務の発注を推進しておるところでございます。今年度につきましては、全庁で17件の事業を選定しております。またこれに関連しまして、昨年度に実施された事業につきまして事業評価と意見交換をして委託事業実施に関する様々な検証なり今後のより密接なパートナーシップの構築の検討を行いたいということで、協働事業レビューという事業を実施しております。これにつきましては、資料の23ページを御覧いただきたいのですが、今年度の新たな取り組みといたしましてNPO協働事業の事後評価と受託NPOと担当事業課との意見交換を実施させていただいております。対象事業といたしまして平成14年度にNPO推進事業として実施された14事業について、県の事業課の自己評価と意見交換を実施しております。これにつきましても、年度内に14事業の取りまとめを行いまして御報告申し上げたいと思います。

最後にNPOプラザの運営についてでございます。これにつきましては平成13年4月に開設したみやぎNPOプラザの管理運営を行うということでございます。プラザ開設以来3年近くが経過しようとしているわけですが、3年目の今年度の利用者数が平成15年11月末現在で2万5千を超える形で推移しているところでございます。

15年度の事業報告に関しては以上のとおりです。

山田会長

ありがとうございました。

今の15年度の事業報告について、御質問、御意見ありましたらお出しいただきたいと思っております。

藤田委員

私たちNPOといたしましては、早くNPOサポーター派遣事業を推進していただけたらと思っておりますが、ただ、それをする前には職員研修事業が必要ということで研修を行ったということなのですが、具体的にどのような研修を行ったのか、何名の方々が参加なさったのかをお聞きしたいと思っております。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

研修に参加した人数については今持ち合わせておりませんが、対象としては県の各課の総括補佐の職員、実際の課の実務を取り仕切る職員に声掛けして、NPO法人の蕪栗ぬまっこくらの呉地理事さんとかNPO法人の不忘アザレアの木村理事さんを講師にお願いしましていろいろ御講義いただきました。

櫻井委員

NPOプラザの運営事業についてですが、全体の予算配分の中でもここは多いわけですが、先程の利用者数なのですが数値としてはわかるのですが、これをわれわれはどのように評価すればよいのかということです。ある程度目標数値とか15年度はどのように目標設定してクリアできたのか、その辺が見えてこないのを教えていただきたいと思っております。

武田みやぎNPOプラザ館長

利用者の目標設定はいたしておりませんが、15年度の場合ですと13年度、14年度を相当超える、少なくとも10%を超える利用者数を確保したいと思ってスタートいたしました。13年度は2万、それから14年度は2万4千、そして本年度は11月

末の時点で14年度の利用者を超えております。あと12月の数字入っておりませんけれども、あと1、2、3とそれを考えますと相当増えているのかなと、25%ぐらいは少なくとも増加すると思っております。ただ、私ども数値が上がればそれでいいとは思っておりません。例えばですね、27ページの利用状況の中で交流サロン、ここが活用していただいている方、利用していただいている方ですね少しずつは増えておりますけれどもまだ閑散とした日もございまして、ここをどういうふうに気持ちよくですね利用していただけるのかというところをプラザの中で議論いたしております。それから、プラザのイベントですけれども、先程説明にもございましたように、にぎわいサロンの誘致に努めておりまして、これは昨年と比べて件数が増えています。春、夏の誘致活動が実りまして12月まではまだ9件ぐらいですけど、1月、2月、3月と10件ですね、これを通年ベースで3か月、四半期には10件を超えるにぎわいサロンをやっていただいきたいなというところで声をかけております。来年度、再来年度に向けてまた県民の方々、NPOの方々が利用しやすい施設にしていきたいと思っております。

加藤委員

協働事業レビューの対象一覧あるいは協働事業そのもののリストの審査もあるわけですが、これから先、各課に報告書が出たり成果がわかったりするのですが、それを見る方法というのはないのですか。要するに各課に行って見せてくれと言わないとわからないわけですね。これを統合して見ることができるようになるのでしたらいいのではないかなと思いますし、自由に見ることができるということがあるとそれを請け負った方々の成果も見ることもできる、あるいは比較をすることができるということでもいいんじゃないかなと思います。

青山NPO活動促進室長

御指摘のとおり、一つの協働事業の結果は皆さんで見ることができるようになるようにすべきだと思います。そこで14の事業のレビューを行いまして、その結果は一括取りまとめまして報告書の形にしまして、皆さんが見ることができるよう情報ネットに載せたりしたいと思っております。

加藤委員

そうではなくて、各課に提出されたNPOからの報告書を一括して見ることができるようにはならないのですか。

青山NPO活動促進室長

確かにこれまでは各課の方で報告書を取りまとめまして、見せてくれと言われれば見ることができるようにはなっていますが、おっしゃるようにどこかで一括するというようなことはこちらもやってきておりませんし、それをどうするかということは今思い当たりませんので、貴重な意見として検討したいと思っております。

木村委員

みやぎNPOプラザの利用状況でお伺いしたいのですが、会議室の使用申込から交流サロンの打合せまでの総計を伺いまして計算すると随分少ないなという感を受けるのですが、仙台市の場合は仙台市民活動サポートセンターとみやぎNPOプラザとあって、ほとんどが仙台市近郊の方が利用されていると思いますが、市民活動サポートセンターとNPOプラザでNPOの仕分けがある程度できているのかなと思うのですが、ある程度NPO

の方々の顔ぶれを見ていればわかると思うのでその辺を教えていただきたいのと、近郊だけではなくて石巻市であるとか気仙沼市であるといった地域からいらっしゃるのかどうかという部分について調査をされているのかどうかを教えていただきたいと思います。

武田みやぎNPOプラザ館長

やはり、利用している方は同じメンバーの方々がですね、その方々の顔ぶれを見ますとですね、やはり仙台周辺の方がまず多いわけですけど、それでプラザの方は駐車場が50台分ございまして、市外からもけっこう利用していただいている方もおりますけれどやはり仙台市内ですね限られているのかなと、市外からはやはり認証関係でいらっしゃる方がけっこう多いですね。それからサポセンとの比較で、加藤さん数字を見ればどこが少ないな、どこがサポセンといい勝負をしているなというのがおわかりかと思うんですが、私言ってるのは先程申しましたように交流サロン、これはですねぶらっと来てぶらっと雑談をしてですね、それでお帰りになると、その雑談の中にいろんなアイデアが出たりすると思うんですね。その雑談も4,5人で来てゆっくりお話しをする、あるいはお茶を飲みながら談笑すると、4人ゆったりとしたところですね話し合いをしてもらいたいなと思うんですけども、交流サロンがですねサポセンと比べると5分の1から6分の1です。ここをもう少し活用していただきたいなというふうに思っているわけですけども、アイデアがございましたらお聞かせいただきたいなというふうに思っております。

山田会長

それに関して、みやぎNPOプラザと仙台市市民活動サポートセンターを数で比較するような話ではないと思います。もともとみやぎNPOプラザは全県民に対するサポートというものであって、現場を何人利用するかということで作ったのではないので、その辺を十分理解しないまま運営されていると思われまので、本来の県としてなすべきサポート事業、みやぎNPOプラザとして何をなすべきかというのは少し見直していただけないかなと思います。というのは、昨年度まで私がプラザの運営協議会に係わっておりまして非常に言いづらかったわけですが、今は抜けましたのではっきり言わせていただきたいと思いますが、県としての機能を見直して数でサポートセンターと比較して多い少ないと言うのであれば果たして必要であったかのかという議論にさえなってきますので、是非その辺を御検討いただきたいと思います。

木村委員

なぜこのような質問をさせていただいたかということ、石巻市に住んでおりますと仙台に来るのが一大事業なわけですが、車を運転する人はまだいいのですが、電車を利用してまでプラザに来るというのは、やはり法人認証であったりというようなことがない限り、利用はほとんどないであろうと思うわけです。いしのまきNPOセンターでもこのような調査をしてまとめておりますけれども、やはり数字としては出てくるのですが毎日同じ人が来ているとか似たような人達でいつも集まっているとかといった現象があるので、今敢えてお伺いしたわけです。延べ人数でこのような合計になっていても中身という部分を再検討する中で、例えばプラザは全県的な施設であるならばもう少し仙台市以外の市町村に向けての働きかけとか行きたくなるようなイベントを多くしていかないと、ずっとこの数字が変わらないのではないかと思うので、全県的なイベントを是非お願いしたいと思います。

武田みやぎNPOプラザ館長

最初は数字でお話を申し上げましたけれども、資料としてわかりやすいものがあったものですから申し上げましたが、いろいろ事業をやればこういう数字に表れてくると思うんですね、山田会長からお話しがございましたように数値の前にですねやはりプラザはNPO活動促進中核機能拠点施設ということでございますので、やはり高度・専門サービス機能が私どもの命だというふうに思っております。なかなか予算の関係などもありまして、これを強化したいんですけれども実際やれていないと、もう少し知恵を絞っていかなくちやいけないのかなと思っております。高度・専門サービス機能の中で情報機能面については、アクセス件数月4千件を超しておりますし、ここは奮闘しているように思います。もう一つはですね調査研究機能というのがあるわけですが今休眠状態でございまして、これをどういうふうに掘り起こしたらいいのか、また皆様方の御意見をいただきたいと思っております。課題の一つであると、やはりNPOの方々から頼れるプラザにしたいと、これは県内全域のNPOの方々には何か困り事があったら、私ども応えられるものがあったら応えたいというふうに、そういう姿勢であるわけですが例えばNPOでは税務とか会計とかに苦しんでいらっしゃる、そういったところをですね行政だけではなかなかできませんので、知恵を持った知識を持ったNPOの方々との連携を図って来年度は事業展開をやりたいなというようなことを考えております。

それからもう一つですねみやぎNPOプラザが仙台にどかんとあってそれでいいのかと、そうではなくて来年度はみやぎNPOプラザが動くもんだと、動くみやぎNPOプラザにしたいというふうに考えておまして、15年度は各地区で認証事務について相談したいということがあれば、私ども職員が気仙沼あるいは石巻、白石そういったところに行ってですね説明をさせていただいております。それをですねもう少し活発化させたいし、やはり宮城県全域から頼れるみやぎNPOプラザにしていきたいというふうに思っております。

山田会長

NPO業務委託推進事業の件ですが、委託業務は基本計画によればある意味では協働である、パートナーシップ事業であると書かれています。これを運用する協働マニュアルみたいなものが本当は必要なんだろうと思っております。そのときにNPO推進事業発注ガイドラインというのが、それに相当するかどうか、もし相当するのであれば、協働の事業であるとするならば、NPOも加わってマニュアルなりガイドラインを作るべきではないのかなと印象を持っているのですが、ガイドラインはどうやって作られたのですか。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

資料の17ページを御覧いただきたいのですが、そこにNPO推進事業発注ガイドラインを添付させていただいております。これにつきましては山田先生からマニュアルに代わるものかという御発言がございましたが、目的とするところはNPOと県とのパートナーシップの確立を目指して、県の事業のNPOへの業務委託を推進するものであります。基本的には発注手続の適正化を図る一つの指針でございまして、県としてNPOとの協働を進める中でかみ砕いたマニュアルとは少し性格を異にするものと考えております。

われわれNPO活動促進室が主体的に係わったものではありませんが、実情を申し上げますれば発注なり契約なりを所管する課と協議をしながら定めたというものでございまして、マニュアルの部分につきましては今後の対応ということになると思っております。

大森委員

NPO活動の実態・意向調査の件ですが11月から12月にかけて実施して、1月から3月まで集計・分析という段階にかかっているということですが、アンケートの回収率がどれくらいなのかということをお尋ねしたいと思います。というのは、質問項目がたくさんあり、また答えにくいということで前回の委員会でもいろいろお話しがあり、私も電話で申し上げた部分があります。前半の部分はいいのですが後半の部分の基本計画に係わる部分について、基本計画の文面がそのまま質問項目になっていて個々のそれぞれのNPOにこの質問をしても果たして正確な回答が得られるのかというのがあって、それでもいくらか改善されたのかなと思いますが、施策としてやっていなかった部分に満足という回答が出てきた場合にデータの解釈をどのようにするのかというふうに疑問に思っております。

また、例えば11ページの財政的支援のところに財政的支援のあり方も検討するということについて満足か不満かというふうに問うているわけですが、検討するということについて満足か不満かといっても回答する人は検討したかどうかわからないので答えようがないという質問をしていると私には思われます。こういう部分について、何らかの回答は出てくるのですが、非常に苦しい解釈になってしまうと思います。質問の妥当性とか信頼性が逆に失われてしまうのではないかと危惧しております。そういう面も含めて今度の基本計画を出す段階でこれが基礎データになるとしますので、そういうところをどのように解釈するのか、それから、回収率がどの程度なのかということについてお伺いしたいと思います。

武田みやぎNPO NPOプラザ館長

発送数は1219通でございます、今のところの回収数が427通でございます。35%です。私ども60%を目標にこの作業に入っていたわけですが、今も受託NPOに電話督促をするようお願いをするようにと指示をしております、これから少しは増えるでしょうけれども、40%台にもっていくのもけっこう大変かなと思っております。

今、大森委員からお話しがございましたように、ページ数が15ページに渡ると、非常に中身もいちいち読んで書き入れなければいけないと、それも書き方も非常に面倒だということがございまして、回収率が低いのかなと反省はしておりますけれども、これでも非常に絞った形でこの調査票をまとめておりました。

この調査を作るに当たってはシンクタンクにお願いするのではなくて職員の手作りで、そしてまた前回の委員会にも御提示し御意見をいただきました。NPOプラザの運営協議会の委員の方々にも資料をお送りし御意見をいただいてまとめていたわけですが、基本的なスタンスとしてはやはり新しい計画を考えるに当たって現在の計画をNPOの方々がどのように評価されているのかと、そこをまずおさえていこうと、後はそれに新しい施策を考えなくてはならない、そういったところを別な機会にこの委員会であるとか、後はNPOの方々にいるんな機会に御意見をいただいてそれをプラスしていくと、そういったところで基本ベースとなったのは現在の計画についてどのようにお考えでしょうかということを中心この調査票を作っております。そういった意味で非常に見にくい、あるいは問い方がどうなんだろうかという疑問点もあったかと思っておりますけれども、ベースはそういう

基本的な考え方で作ったものです。

山田会長

大森委員の御指摘はこの調査票が書きづらいということもございますので、読みとるときにその辺を踏まえてあまり機械的に読まないでという御指摘だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

渡邊環境生活部次長

先程、山田会長の方から業務委託のガイドラインについて、これはどうやって作ったのかということで、行政とNPOの協働という非常に重要なテーマについてマニュアルはどうなっているかということだと思いますが、これは大きな懸案事項でございまして事業委託だけが協働ではございまして、何を目的としてどのような協働をそういう形であるのかということとNPOと一緒に行政職員がわかりやすい形のを早く用意したいということは私どもも必要だと思っておりますので、ありがたいお話をいただいたと思ひます。

今後、今回のレビューを活かしながらマニュアルづくりに取りかかってまいりたいと思ひますので御協力の程よろしくお願ひいたします。

山田会長

それでは、協議事項の方に入らせていただいてよろしいですか。

次第の5の協議事項の(1)の平成16年度事業について、事務局から御説明お願ひします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

それでは、資料の28ページをお開き願ひたいと思ひます。

平成16年度NPO活動促進事業の方向性についてということで、ご案内のとおり平成16年度の事業につきましては、まだ執行部の方で予算案を作成中ということでいくつか具体的な事業を掲げさせていただいておりますが、これが実際に平成16年度から実施できるかどうかというのはまだ確定していません。現段階でのわれわれの考えとして御説明させていただきます。

平成16年度事業の方向性でございまして、1番目に主要事業として4つ程掲げております。1番目が先程来申し上げております基本計画の見直しでございまして、2番目が県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業、3番目がみやぎNPO活動促進ファンド(仮称)事業、4番目としてNPOのマネジメントサポート事業ということでございまして、順番に従いましてご説明いたします。

1番目の基本計画見直しでございまして、29ページを御覧いただきたいと思ひます。基本計画に関しましては平成12年に現在のものが策定されたわけですがけれども、この中で必要に応じて5年ごとに見直すこととしており、目標といたしましては平成17年の10月に新計画を策定すべく御検討をお願ひしたいということでございまして、これについては、この促進委員会の所掌事務ということになっておりますので、皆様方の御協力をお願ひしたいと思ひます。

今後のスケジュールですが、今年度に先程ご説明いたしましたNPO活動実態・意向調査事業を実施してございまして、基本的にこれを基礎データといたしまして、計画改定の検討に当たりたいと考えております。平成16年度は基本計画見直し検討委員会ということで、基本的にはこの促進委員会とイコールになるわけですが、例えば部会形式でやるとい

うようなことについては今後ご相談申し上げたいと思っております。開催回数としましては、この基本計画の見直しに関する検討委員会を16年度中に3回から4回程度、それにプラスして通常の促進委員会が3回程度開催することとなり、委員の皆様にはお忙しい思いをさせることになるのですが、どうぞよろしくお願いいたします。

見直し検討委員会での具体的内容でございますが、今回のNPO活動実態・意向調査を受けた検証・分析と県側の自己評価というものもお示しさせていただいて、これまでの取り組みに関して評価・検証をいただくということが取りかかりになるのかなと思っております。それ以降順次、体系の見直し、それにぶら下がってくる具体の事業のあり方等々についても御議論いただきたいと思っております。この基本計画は県のNPO施策を進める上での基本的な事項を記載するわけですので、委員会での検討以外にも県民の方々から広く意見を頂戴するという事でパブリックコメントを実施させていただきたいなと思っております。これについては、県内を5圏域程度に分けて基本計画の改訂版の案をお示しして広く県民の方々から御意見をいただきたいと考えております。可能でしたら是非促進委員会の委員の方にも、調整のつく範囲で御出席願っている御説明なり、会場の県民の方々との質疑応答に御協力いただければなと思っております。

平成16年度につきましては、こういったパブリックコメントなどの手続を経まして計画の骨子をまとめ、平成17年度にかけて最終案の検討を行い、そしてまた、この基本計画に関しましては、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決として定める条例に基づきまして議会による議決を経ることとなっておりますので、今の予定では9月議会で御審議いただきまして、最終的には改定計画が形を成すといったこととなります。もう少し具体のスケジュールでありますとか基本計画を見直すに当たっての委員会の組織体制につきましては、事務局の方でももう少し具体的な案をまとめまして、次回の促進委員会で御議論いただきたいと思っております。

次に主要事業2番目の県有遊休施設等の有効活用によるNPOの拠点づくり事業でございます。これはプロジェクトMという事業でございます。事業提案型組織新設事業実施制度というもので、平成14年度からスタートしたものでございます。目的といたしましては、県政が直面する課題や将来に渡り推進すべき施策等につきまして職員の自主的なグループが解決策を政策提言して、優れた企画内容については組織上、財政上の裏付けを与えて事業の具体化を図るというものでございます。平成15年度につきましては県庁全体で18件の応募がございまして、その中で選ばれましたのがこのNPOの拠点づくり事業ということでございます。

概要につきましては県の持っている遊休施設を活用いたしましてNPOの方々から一定額の費用を頂戴して実際の活動の場として利用いただくと、そういうシステムを構築し活動の活性化に役立てていただくという事業です。平成16年度につきましては県の遊休施設といっても、実際にどれぐらいの利用可能な施設があるのかといった対象施設の調査選定をし、またこれと平行いたしましてNPOの方々はどういったニーズがあるのかという調査もさせていただきます。その両方の調査結果を合わせてマッチングをし、NPOが県遊休施設を利用するに当たっての計画でありますとか基準でありますとかルールづくりについて、NPOの方々にも御参画いただいで進めていきたいと思っております。そして、施設利用を希望するNPOの方々にも手を挙げていただいで、コンペ形式で選考していき

いと思っております。

これは2ケ年の限定型プロジェクトで、実際の計画づくりから施設の選定等々までいろいろな作業があるわけですが、NPOの方々の御意見もいただきながら進めて参りたいと思っております。なお、わかりにくい点があるかと思いますが、現在、プロジェクトMとして出された提案の事業化に向けて具体化している段階でございますので、これにつきましても次回の促進委員会でご報告したいと思っております。

つづきましてみやぎNPO活動促進ファンドでございます。これにつきましては協議事項の(2)でまとめてご説明させていただきたいと思っております。

次にNPOマネジメントサポート事業です。これはNPOの方々が自主的な活動を展開される中で、なかなか団体運営・組織マネジメントに関するスキル・ノウハウというものを養っていくことが困難な状況にあるかと思われまます。こういった組織マネジメント能力というのはNPOの方々が継続的、自律的に活動を行う上で不可欠なものであるとわれわれも認識しておりますので、その部分の支援につきまして経理・財務・税理に関する相談等を来年度は実施したいと考えております。

次にその他でございますが、これまでの既存の事業を中心にしまして、一層効率的な事業運営に努めて参りたいと考えております。

平成16年度の事業の方向性についての説明は以上です。

山田会長

平成16年度の事業の方向性について御説明いただきましたが、何か御質問、御意見ございましたらお出しいただきたいと思っております。

小玉副会長

平成15年度は職員研修事業がありましたが、ここにはそれがないのですが、その辺をお伺いしたいと思います。なぜかということ、NPO花盛りと知事がおっしゃったことはブームだったのかと、行政職員もあれはブームだったんだと、だから一旦終息してしまって研修もあまりないし、一過性のものでNPOを深く知る場面がなくなってしまったという職員の方もいました。私も実際に行政の方と対応しますとまだまだNPOを理解していただいていないという状況がございますので、是非継続してやっていただきたいと思っております。

青山NPO活動促進室長

それは確かに認識していることございまして、各部局でもNPOの方々をお呼びして実質的な研修を始めつつあって、NPO室もそれにご協力する形で協働してやっている実態もございまして。それは、どんどん増やしていきたいと思っておりますし、県庁でやっている既存の様々な研修システムを使いまして、NPOの駒を入れてもらえるかどうか、しかも座学だけではなくてNPOの方々を先生としてNPOの活動を経験するぐらいのものもできないかなという夢を抱いておりますし、調整に入ろうかと思っております。

職員のNPOに関する理解についてはまだまだであるということはこちらとしても認識しておりますし、もう少しNPO活動への職員自身の参加も広めていきたいと思っております。予算をかけずにできる範囲でどんどんやっていきたいと思っております。

藤田委員

マネジメントサポート事業について、これは団体運営面での支援ということですが、先程の15年度事業にも出ておりましたサポーター派遣をもう少し発展させたものと考えて

よろしいでしょうか。もう少し具体的にお聞かせいただきたいと思います。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

マネジメントサポート事業につきましては、職員によるサポーター派遣事業もその一部ですが、当然それだけでは不十分だということで今われわれの方で考えておりますのは、例えば税理士さんなり公認会計士さんなりをお願いしてNPOの財務とか経理に関する相談に乗っていただく際に、県がその一部分を助成するとか各圏域の中間支援のNPOの方々と連携をとって各圏域単位で経営や広報の団体運営に関する基本的な部分の養成をしていただくという講座を開設できないかということを考えております。

と言いますのも、仙台圏域であれば、せんだい・みやぎNPOセンターさん等を中心にある程度手当てされているのかなということがありますが、仙台圏域以外ですとなかなかそういった支援の部分が弱いのかなというところがございます、むしろ仙台圏域以外の部分でセミナー等を開催していきたいと考えております。

藤田委員

2、3年前からNPO活動促進室で行ってきたと思うのですが、シルバービジネス支援育成事業というのがあって、それに参加させていただいてとても参考になりました。講義を受けるだけではなくて、私たちのところまで出向いてくださって、そこでさまざまなことをアドバイスしていただいたわけです。そのような形でやっていただいているんですけども、ただコンサルト会社をお願いしているので県としても出費が多かったのではないかと思います。それを考えますとコンサルトでなくても県にそういう専門の方がいらっしゃるわけですから、そういう方が出向いて行ってアドバイスしていただく方法もあります。あとは2段階方式で、かなり力のつけている団体はそうのように専門家の方々からのアドバイスが欲しいんですけども、そうではないところはNPO同士でアドバイスしたり相談したり、先を行っているNPOが教えてあげたりして2段階方式でやっていかれてもいいのではないかと思います。

山田会長

今の点を確認したいと思いますけれども、NPOマネジメントサポート事業の中に15年度に行う庁内NPOサポーター派遣事業のよい部分を少し含めて検討していただければという御指摘だと思います。もう一つは先程小玉委員が言われた職員研修事業のことで、これはニュアンスとして市町村職員のことも含まれていた気がするのですが、行政職員の研修をまだまだやるべきではないかという御指摘があったかと思いますので、その辺も御留意いただければと思います。

他にはいかがでしょうか。

櫻井委員

先程の主要事業の2番のNPOの拠点づくり事業ですけれども、先程の御説明にもありましたけれども、具体的な説明が今の段階でできないということで、3月の委員会ではもう16年度事業を決定しなければならないわけですよ。そうすると、本来であれば、今の段階でももう少し具体的にお話しいただきたいなと率直に思います。イメージが湧かないのですが、ただ箱があってそれを貸すだけなのか、それとも県のNPOプラザのように支援機能を兼ね備えた拠点なのか、そうするとNPOプラザとの連関性とか、県内全域に渡ってNPOの拠点施設があるわけですがそれらとの関係だとかそのあたりをもう少し御説

明いただきたいのと、先程山田会長から県のNPOプラザの機能の再確認のお話がありましたがそういったことを検討するのはどこになるのか、この委員会になるのかそれともプラザの中にそのような委員会が存在するのか、そういうことをトータルで考えるべき主要事業なのかなと私は理解したわけですが、もう少し御説明いただきたいと思えます。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

プロジェクトMの関係で説明が舌足らずで恐縮でございます。イメージとしては県の遊休施設を例えばNPOプラザの古川版とか石巻版にするというものではございません。むしろ、個々のNPOの方々の実際の活動現場として使っていただきたいと考えております。

既に御承知の方もいらっしゃるかと思いますが、旧保育専門学校の寄宿舎をNPO法人断酒会さんが、アルコール依存症の方々のグループホームとリハビリテーション施設として活用していただいておりますが、そういったものをイメージしておりました。

逆に言えば、プラザの地域版ではないけれども、例えば各圏域の中間支援の方々が使えないのかということになるとそうではなくて、これから幅広く検討していきたいと思えます。

櫻井委員

そういうことで理解しなければならぬとは思いますが、主要事業なので今の段階でもう少し具体的になっていた方がよしいと思えます。

渡邊環境生活部次長

少し補足させていただきます。

プロジェクトMという事業という性格上、NPO活動促進室の班長が答えにくいという側面があると思えます。実は、この18件エントリーしたのものにはそれぞれ関係する担当部の次長が見人となりました。私はこのプロジェクトの見人となりまして、相談に当たりながら次長クラスの査定、部長クラスの査定、そして知事3役の査定と3回のハードルを越えてグランプリを得たわけです。そして提案した3人の職員が来年NPO活動促進室に配置されるということですし、初年度は900万円つくかどうかという状況でまだ確定していない、議会で決定していただくわけです。

提案者のイメージは先程佐藤班長が申しましたように、断酒会が旧保育専門学院の宿舎を使っているのは行政財産の目的外使用ということで非常にイレギュラーな形でスタートしたものです。私が、さすがにNPO花盛りの宮城県ということ掲げている知事だとは思いましたのは、審査の時に貸館業をするのかという質問をしたわけです。貸館業はするなということだったんです。

確かに遊休の施設を活用するのですが、県がしたくてもできない市民へのサービス、先行している住民へのサービスを行政との協働によって県の遊休施設を拠点として拡大していくと、そのための事業だというのがこのプロジェクトの魂でございます。そのことが1点と、断酒会がアルコール依存症の方の自立ということにあの場所を活用して下さって、そのことを事業としてやっているわけです。同じようなものがいくつも、例えばNPO法人わたげの会は中央児童館本館を使いたいとおっしゃっている、NPO法人チャレンジネットワークみやぎは青年の家を使いたいと言っている、CILたすけっとと広瀬側の清流を守る会は工業技術センターを使いたいというふうに、拠点をだいたいマークしてそこ

でサービスを展開したいと思っている団体はいっぱいあり、客観的な調査でも平成10年ですけれども873団体、38.5%のNPOが活動する拠点が欲しいと答えていますし、備品や機材の提供を518団体、30.7%が望んでいまして、そういったことも付加しながら具体のプロジェクトを詰めていこうとしている段階でございますので、プロジェクトMを企画した者たちが来年度から具体的に詰めていきますので、今の段階ではこの程度のことで御容赦いただきたいと思います。

櫻井委員

申し上げたかったのは、この委員会というのは基本計画の見直しなどというのは最も重要な仕事だと思いますけれども、次年度事業をどのようにやっていくのか、そしてそれに対する評価は最も重要な仕事だと思います。今のところは、施設の補強とか改修工事などと聞きますと、私も周辺の自治体で市民活動を行っている中で、今まであった施設を補強してやろうということを議論しますと、自治体としては勇気のいるお金のかかる問題ですし、補強した後にさてどういう団体が利用してくれるだろうかということは何年議論してもなかなか進まないのが実態なわけで、このようにお金のかかる作業を曖昧な内容のまま、われわれがやっていいですよということをここで決定していいのかどうか、要するに委員会としての責任の問題としてもう少し情報提供していただくとわれわれとしても責任ある回答ができるのではないかなと思ひまして、事業の内容についてはよく理解しました、了解しました。

加藤委員

櫻井委員の御質問と少し繋がると思ひますが、プラザの方には運営協議会というのがあります、たまたま、私は運営協議会の委員とここの委員を両方させていただくことになってしまったんですが、両方の関係がわかりにくいと思ひます。

プラザ事業そのものも、県の全体の大きな事業の大半を食っているわけです。その事業の評価をプラザの当事者が入っている運営協議会でやることは不可能です、はっきり申し上げて。利害関係者が全部入っているわけですから、そこで評価できないというふうに言わざるを得ませんので、むしろこの委員会がしっかりとした評価とか方向性を出せるように資料を要求したいですね。

私はこちら側の委員会としての議論をちゃんとしていただかないと、運営協議会は現実には現場の運営のトラブルというものを含めて議論するのですが、プラザ側の果たすべき役割を議論しにくい状況が続いているわけです。それはそれで変えようと思ひているわけですが、根本的にはここの議論があつて方向性が示されたものについて、プラザは運営しましょうねということで、その柱が届かないというのが運営協議会の方で山田先生が去年まで苦労された一番大きな理由だというふうに考えていただいた方がよろしいかと思ひます。

山田会長

今、加藤委員がおっしゃってくださったことは大事なことで、先程、櫻井委員からお話しがあつたときに、武田さんに見直しなさいと言つたんですけれども、ひょっとしたらこれは私たちのこの委員会ですべきことではなかいなと思ひました。少なくとも宮城県のサービスをどうしていくか、そしてその中でみやぎNPOプラザをどう位置付けていくかというのはこの促進委員会の役割かなと思ひましたので、プラザの機能のあり方、サービス

のあり方、それはここで今年度なるべく早めに検討していく必要があるかなと思いましたが、先程の発言は半分訂正させていただきます。

それからもう一つ櫻井委員からお話しがあったのは重要な事項は十分協議できる環境を作っていただきたいと、これは(2)の主要事業に関しての要望でしたのでよろしく願います。

青山NPO活動促進室長

NPOプラザの関係はここでも議論すべきというのはそのとおりでありまして、特に基本計画の改定を議論していただくわけで、その中で一つに中核機能拠点のあり方というのは大きな論点になりますので、引き続き御審議をお願いしたいと思います。

武田みやぎNPOプラザ館長

こちらでも議論していただきたいわけですが、みやぎNPOプラザ運営協議会、加藤委員にも委員になっていただいてまして、小玉委員もいらっしゃいますし、風どおしがよくなったのかなという感じがします。ここで、運営協議会でも相当議論しなければならないと思うんですね。その中で、いろいろ課題になったところをこちらの方で砕いていただいて、方向性を示していただければなと思います。よろしく願います。

木村委員

先程の県遊休施設の有効活用の部分をもう少しお話しさせていただきたいのですが、石巻のNPO支援オフィスも市の遊休施設をお借りしてやっている状況でございまして、施設を利用する部分についてはその時に決める決め事がいっぱいあるわけですが、その他に使っているうちに老朽化したり、それを維持するためのお金がかかるとしますのでそういった部分を含めて、当初これはいいやと思ってNPOの拠点づくりに、例えばNPOとの賃貸借契約を結んでやる場合においても賃貸借契約だけではなくて、施設の所有権であるとか、いろいろな線引きが難しいと思いますので、行政の場合はまた一般常識から違った賃貸契約もあるのではないかと感じる部分もありますので、そういった細かい決め事部分をきちんとしていかないとうまくないと思います。

いつも安泰の資金状況ではない時もあります、そういうNPOが賃料を何ヶ月も滞納した場合はどうするのかとか、通常であれば2ヶ月、3ヶ月経てば出て行かなくてはならないところを、NPOだから仕方ないよねというふうな済ませ方をしているのかとか、そういった議論をきっちりとした上でプロジェクトMがきちんと機能できるような有効活用ができれば最高に素晴らしいことですし、NPOとしてもありがたいと思います。

もう1点企業関係者から言わせていただきますと、それだけでなく福祉の分野などでは有限会社のケアサポートセンターとNPOの高齢向けのサービスが競合して非常に厳しい段階になり、これからもっと増えると思われまして。そういった場合において、NPOだけ優遇するけれども企業の方は何もできませんよという線引きを果たしてはっきりとしてしまっているのかということも、来年度の計画の見直しにも少し係わってくると思うのですが、そういったことも今の段階で調べられたり聞いておいた方がいいようなことは徹底してやっておかないと、せっかくの主要事業なのでうまい方向に進めばいいなと思います。

もう1点(2)の主な事業のNPO・青少年協働促進事業ですが、昨年私も講師としてやらせていただいて実感したのは、高校生の子供たちはNPOのことをほとんど知らない、そして活動経験もない、ボランティア経験も少ない、そういった現実がありますの

で、縦割り行政で難しいとは思いますが教育委員会であるとかそういった部分への働きかけをやってもう少しNPOについて知ってもらわないと、高校生もわからないと言って終わってしまう気がするので、その他の事業になっていきますが是非強化してやってもらいたいと思います。

青山NPO活動促進室長

今、いろいろ御指摘いただきましたことを受け、検討したいと思います。

県の遊休施設の方につきましては、県でも財産を貸し出すいろいろな制度がありますが、それをどのように踏まえて新しい拠点づくりに使ったらいいのかというのは論点になると思います。この事業は来年度1年は施設利用計画とか利用基準づくりをしますが、十分調査しながら進めていきたいと思います。

NPO・青少年協働促進事業につきましてもおっしゃるとおりでございます、もともとこれは重点事業でやっていたものを継続ということでその他の事業にしたわけですが、当然重点的に取り組んでやっていきたいと思います。

山田会長

もう1つ大事な議題が残っていますので、先に進ませていただいて最後に言い残された方は御発言いただきたいと思いますので、協議事項の2つ目のみやぎNPO活動促進ファンドについて御報告をお願いします。

佐藤NPO活動促進室活動促進班長

それでは、資料は30ページでございます。併せて前回の促進委員会でお配りした資料なのですが、ファンドの概要ということで平成15年度第1回の促進委員会の資料も御参照いただきたいと思います。

NPOの資金支援を行う新たなファンドは、8月に開催した第1回の促進委員会で公益信託方式による基金開設についてご説明し御議論いただいたところですが、その内容につきまして変更が生じたのでその変更の経緯・理由を含めまして現在の事業案の概要等を改めてご説明したいと思います。

NPOファンドの開設に当たりましては前回も申し上げましたが、信託銀行に県の拠出金を預託してそこに市民・企業等からの寄附を募るというやり方、所謂公益信託という方式で開設しようということで、実際これまで複数の銀行等と協議を行って参りました。しかしながら、信託受け入れに当たっては銀行側の理解が必要なわけですけれども、受け入れに当たって銀行側から示された様々な諸条件等につきまして正直申しまして県が想定していたものとの乖離がございました。

そういった中で、なかなか調整がつかないという状況にありました。そもそも今回のファンド事業の本来の目的は何だと少し立ち返って考えてみようということで再度検討いたしまして、そもそも目指していたものはNPOとの協働による新たな資金支援システムであつたらうと、その部分に戻ってこの公益信託方式のみに囚われることなくもう少し幅広く検討しようということで、可能性を探ってきたわけでございます。そういった検討の中で、NPO法人せんだい・みやぎNPOセンターさんが昨年7月に開設された地域貢献サポートファンドみんなのファンドの中に、出資者との協議によって助成目的であるとか基準、具体の助成メニュー等をせんだい・みやぎさんとの協議の中で独自に設定し得る冠ファンドというものもシステムとしてあるとお聞きしました。これについて再度県庁の中

で検討いたしましたところ、こういったみんなファンドのシステムを活用させていただき、NPO関係者の方々に幅広く参画いただいて県との新しいコラボレーションでファンドを運営できないかと、そうすることがNPOとの協働による資金支援システムの構築という本来の事業目的に最も適うものではないのかという考えに至ったわけでございます。

そこで、ファンドの内容をご説明させていただきますが、趣旨・目的については前回お示した公益信託のものとあまり変わっていないのですが、NPOが自らのミッションに則した活動を展開する上で必要とされる資金を獲得するための一方策として、行政がどこまで関与すべきかというのはさまざまに議論のあるところかと思いますが、本来であれば民間の自発的な寄附なりによって資金が循環してNPOの活動資金が支えられるというのがあるべき姿なのかも知れませんが、様々な情勢によってなかなかそういう状況にはなっていないことから、県がある程度年限を区切ってこの過渡期に当たって、NPOの活動資金の支援について県の持ち分と市民のみなさんや企業等からの寄附も頂戴してファンドを創り、それをNPOとの協働、コラボレーションにより設置・運営し助成することで県内NPOの活動を促進しようというものでございます。

2番目の実施手法でございますが、NPO法人せんだい・みやぎNPOセンターさんが運営するみんなファンドの中に助成目的であると助成基準を個別に設定する冠ファンドというのがありまして、これは既に東北労働金庫さんなどが開設されているようですが、その冠ファンドの一つとしてみやぎNPO活動促進ファンド（仮称）を開設し、NPO関係者とか学識者、企業関係者の方々に幅広く御参画いただいて助成内容を決定し個々の助成の選考を行っていかうとするものであります。

次のページですが、3番目の資金計画でございます。これにつきましては前回の公益信託バージョンのものと全く同じでございますが、県から平成15年度に1,500万円、平成16年度から平成22年度までそれぞれ500万円ずつ合計で5,000万円程度を拠出し、これに市民・企業等の方々からの寄附金を加えましてファンドの基金を造成したいということでございます。助成期間と事業費ですが、助成は実際には平成16年度から平成25年度までの10ケ年度、つまり県の拠出金として5,000万円積み立てますので、それを10ケ年度かけまして毎年500万円程度ずつ助成しようというものでございます。当然ながらこれには民間寄附金の部分が合算されますのでそれを上乗せした形になります。

4番目の助成の目的・内容というところでございます。(1)でファンド創設に係る基本スタンス、理念ですが、県が新しいこういった資金支援システムを立ち上げるに当たって、この点が一番大事な部分と考えております。これまでの私どもの助成制度は個々のNPOの活動への助成という観点に囚われすぎていたのかなという部分がございました。もちろんそういった観点も必要ではありますが、県としてこういった資金支援システムを立ち上げるに当たっては、民間ファンドでは手当てのしづらい県内のNPO全体の活動支援に繋がるような基盤整備という部分に重点を置いて運営していくのが適当なのではないかということでございます。

もう少し具体的に申し上げますと から まで掲げさせていただいておりますが、として地域のNPOがより活動をしやすくなるような環境整備への支援、例えば人材育成ということでNPOの方々が職員の研修事業を企画される際にその部分の支援をするという

ようなことでございます。として個々のNPOが、継続的・安定的に公益活動を展開するための支援ということで、これまでは助成額とか助成回数についてかなり細かな縛りをかけてきたという部分もありまして、これについては選考は厳正にやらなければならないわけですけれども、真に公益性の高い活動企画についてはある程度1件当たりの助成額を高額なものにして、きちんとしたルールに基づいて継続的に支援を受けられるようなメニューを作ってはどうかということでございます。として活動の裾野を拓げるための新規団体立ち上げ支援・ステップアップを目指す新規事業支援といったようなことを掲げさせていただいております。具体の助成メニューについて、今のイメージを若干お話しさせていただきましたがなお詳細につきましてはこうした基本スタンスに基づきまして外部のNPO関係者、学識者等による運用委員会を構成させていただきまして、そこで十分に協議を行いながら助成メニューを決定していきたいと思っております。

5番目にその他ですが、事務局といたしましてはせんだい・みやぎNPOセンターさんと県との協働運営ということになりますので、一義的にはせんだい・みやぎNPOセンターが事務局となりますが、ファンドの拠出者である県も応分の事務を行うということでございます。(2)として資金管理でございますが、これにつきましては当該ファンド名義の口座を開設して県は運営主体から定期的に収支状況等に関する報告を受けるということと運用委員会の方に県としても参画させていただきたいという部分もございますので、この部分でもファンドの資金管理全般について見させていただきたいと考えております。

それからこのファンドの名称なんですが、これについては一応出資者である県で決めさせていただくということで、知事まで相談しまして決定させていただいたのですが「みやぎNPO夢ファンド」ということでスタートさせていただきたいと思っております。説明は以上でございます。

山田会長

ありがとうございました。

前回は委員であった方は御存じだったかと思いますが、県が独自に公益信託でお考えになっていたものが、いろんな経緯もありまして民間のNPOファンドに相乗りすることで実現したいということでございます。御質問、御意見ございましたらお出しいただきたいと思っております。

小玉会長

信託銀行ということで話しを進めて来たものが、突然民間のNPO法人にということですが、信託銀行ではだめだということの御説明をお願いします。

青山NPO活動促進室長

公益信託は信託銀行にお金を拠出するということになるのですが、信託銀行の方も当然一定のビジネスとして受けるに当たって、県が想定している拠出金5,000万円プラス寄附金の運用費の部分で、なかなか現在の金融情勢からいくとそれを受ける水準ではないということがあるようです。数年前であれば少し金融情勢も違ったんでしょうけれども、最近は信託銀行を取り巻く情勢も厳しくてよほどの見込みがないと受けないようです。普通は何億という単位でないと受けないというような声も聞きましたし、そういった状況の中、県としても予算に限度がある中でかなり無理をしても受けてもらえるかどうかという状況でした。また、それにしても本来のNPOへの資金助成の趣旨などを考えてもあまり

形式にこだわるよりは、実質的にNPOの方々がいい形で実施するのがいいのではないかと、ということでこのような形になったわけです。

小玉副会長

今は銀行も潰れてしまうような状況の中での決断だと思います。これをやることができるとすれば全国でも始めてのケースになるのではないかと思います。いろいろと、深く考えなくてはならない部分もあるかと思いますが、例えば外部委員という点や監査状況がどうなるのかといった点など、もう少し考えなければならない点があるかと思いますが、よろしくお願ひしたいなと思います。

藤田委員

私は一連の流れはよくわからないのですが、県がこのようなファンドを創ろうという動きがあるということは存じておりましたかなり期待しておりました。今日お話を伺っておりますとNPOとの協働ということでとてもきれいでいいのですが、県がお金のない中で何千万が出資して毎年500万円ずつ出資するということをしながらみんなファンドの中に入れてしまうと、県のファンドというイメージがかなり小さなものになってしまつて、県のファンドというアピール性がとても弱くなってきて残念に思います。どこか受け取れるところがあればいいなと思うのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

渡邊環境生活部次長

そのような御心配もおありかと思いますが、今後せんだい・みやぎNPOセンターとも協働しながら県も拠出をしていく、だからみなさん寄附もしましょうよという呼びかけをしていきたいと思っております。

県が助成をしていることのアピールも重要ですが、NPOの活動を支える資金がたくさんあちこちから集まってきた、それが一番よく運用されるということが重要でございますので、銀行の事情で当初予定していた公益信託方式ではなく、せんだい・みやぎNPOセンターがスタートした民が民を支えるこのみんなファンドの一角に冠ファンドというスキームができたおかげで、そこに県が乗ることができたというのは、一つの大きな協働だというふうに考えております。そのことは基本計画の中にきちんとございまして、資金的な支援をする中間支援組織とも協働していくということが謳われておりましてそこから外れるものでもございません。よりよい形が採れたのではないかと、せんだい・みやぎNPOセンターに感謝しつつ、そしてみなさまにも今後、御協力をいただきたいと思ひます。

藤田委員

私としては、県独自のものが欲しかったなというところですが、企業からの支援とかその辺のところはまだまだ時間不足などあってできなかったんだろうとは思ひますが、残念な気はします。

佐々木委員

少し外れるかも知れませんが、NPOのこれからの活動の促進に当たって一つお願ひがありまして、この件に絡めてお話しさせていただきますが、今民間からお金が出ないというお話しをされたわけですが、NPOが企業とか県と同等の立場を得てやっていくという理念の中で、正直言ってNPOはまだそこまで上がって来ていないんだろうと思うわけです。

その場合にどうしたらいいのかということはずっと考えたときに、一つの案としてスター選手がいらないということだと思います。例えば、ベガルタができました、J1に行きましたと言えば、それに対して寄附しようかという人は出て来ますよね。スターがいるからですよ。松井がニューヨークに行くと野球、野球と話題になりますよね。ではNPOで話題になるのは何かなというと、時々別のことでニュースになると「お宅がやってるNPOって何ですか。」と聞かれるわけです。そうすると、ちょっとマイナスのところから説明していかないとだめなわけです。そのときにスター選手が一人いて「あの方々がやっているのと同じで公益的なもので立派なことをやってるんですね。」と逆に向こうの方から言っていたら状態になると話しは早いと思うわけです。

私たちが含めてまだまだ力もなくマネジメント力もパブリシティもないのはわかるのですが、それがどこか一つでも上がってスター選手になってしまえばNPO全体の活力が出てくるのではないかと、それで今回みやぎNPO夢ファンドということで名前を付けられたのであれば、止まりそうな車を走らせる材料に使うのではなくて、レースに出てF1でトップで帰って来るというようなNPOが出て来ることを願います。

加藤委員

藤田委員の御懸念はごもっともだと思いますが、誤解をされるといけないので後で私どものホームページを御覧いただきたいのですが、私どもでこの話しをいただいたのが11月で、検討させていただいて県に提言書を出させていただきました。そして、あくまでも私どもが考えている枠組みや支援のあり方を取り入れて県が決断するのであれば受けましようということで、私どものみんなファンドの委員の方々、それから理事会で決議をして受けるということを決議いたしました。

大事なことは、これがせんだい・みやぎNPOセンターの基金になると皆さんお思いになってはいますが、実際はそうではなくて私どもは運営主体とはなっていますが、運営の主体は本当は運用委員会という公益信託で言えば運営委員会ということになるのかも知れませんが、そこが実際の運営主体となります。基本的にはそこの方々の責任でどこにお金を出し、どういう方針を採るかということを決めていただくので、せんだい・みやぎNPOセンターは黒子であり裏方に過ぎません。私どもは審査に関わりません。今までの他のファンドでは私自身が審査をしているものがいくつかありますが、それはあくまでも審査員の一員としてやっておりました。

もう一つは、これは冠ファンドですので県の夢ファンドとして世の中には告知され、もちろん県がやるわけですので、せんだい・みやぎNPOセンターは単に事務局や黒子として名前が出るだけです。県のファンドが明確にできたという点が伝わらないということではなくて、冠ですのであくまでも出資者の意向を反映したファンドがいくつか並ぶということで、実は既に労働者福祉協議会さんのファンドと東北労金さんのファンドと二つこのような冠ファンドを運営させていただいております。今回で三つ目で私どもとしてみれば、三つのうちの一つのファンドという扱いです。そういう意味で御理解をいただきたいと考えておまして、せんだい・みやぎNPOセンターでどこへ出すべきかを指示するような基金ではございませんので、はっきりとご確認させていただきたいと思います。

藤田委員

今の説明を聞いていただいたわかりましたが、一般の方は私のように誤解しがちだと思います。

ますのでその辺の説明が必要だと思います。もう一つはこういった運用委員会の方々だけにお任せしていいものかどうか、宮城県からの出資があるのであればファンドに関しましては外部監査なり、より公平な立場の私たちが評価できるようなものが必要なのかなと思いますがいかがでしょうか。

青山NPO活動促進室長

まず運用委員会がいろいろ議論してくださるのですが、基本的なスタンスは県の方で助成の理念をお示ししましたように、県としての考えを運用委員会に諮ってそこで意思決定していただくというふうに考えております。監査については、どのような監査をしようというところまではまだ至っておりませんけれども、いずれ県のお金が出資されるということで必要なことだと思いますので、予算の仕組みなどを調べながら進めて参りたいと考えております。

渡邊環境生活部次長

広報のことを一つ申し上げたいのですが、前の促進委員会でもいろいろなファンドがあるということをお知らせして欲しいという御希望がありまして、県政だよりでそのように広報しますということをお約束しました。今回、こういう形になりましてNPO特集ということで3月号でかなり紙面を割いて、NPO全体についての施策とこのファンドの位置付け、当然このみんなのファンドの全体像というものも説明して、県民のみなさまにお知らせすることになります。

山田会長

他はよろしいですか。

具体的な運営についての注文をどうしていくのかという余裕はまだあるかと思いますが、この事業そのものをお認めいただけるかどうかということになりますが、いかがでしょうか。

櫻井委員

この件では事務局に失礼なことを申し上げたかも知れないのですが、というのはまずファンドを創ることありきで議論が進んできたわけですが、それなら銀行を探してやってくださいということになったのですが、実は藤田委員と同じ感覚で公益信託でやっていくのだらうと思いつつ今日ふたを開けてみたら、加藤さんがいらっしゃりながら申し上げにくいのですけれども、民間と協働の方が大事なのではないでしょうかと出て来られると、プロセスの問題としてもう少し議論させていただきたいと思うわけです。

加藤委員のお話を聞けばなるほどそうなのかと思うのですが、県の説明だけ聞くととにかくファンドをスタートさせなければならぬので、こういう協働のあり方というのはけっして理念に反するやり方ではないのでどうでしょうか、ということで息をつかせないという感じがするわけです。最初からそれありきで進むので反対も何も注文付けるしかないわけです。委員としてわれわれがいる以上、お金がかかっているわけです。これを突然というわけではないと思いますが、それを今決めてくださいということ自体が市民的感觉から言うとちょっと性急じゃないかなという思いが正直あります。

そして、もともと県は銀行ということをおきながら突然変わるというプロセスをどういうふうに理解すればいいのか、反対もできないし注文付けると言っても対案を持ち合わせていないし、それしかないんだろうと思う、しかし委員の責任としてここで

ーサインを出していいものかどうか、これは加藤さんのせんだい・みやぎNPOセンターがどうのこうのではなくてプロセスの問題を言ってるわけで、決定過程というのはNPO政策の理念自体がそういうもので市民との協働ということですからけれども、その辺をもう少し大事にしていだけないかなと思います。 渡邊環境生活部次長

櫻井委員の御意見について、もう少し詳しく状況を御説明したいと思います。

公益信託方式で創るために事務局は随分努力をしたわけですが、寄附を募るといことで代理店である地銀が欲しいということが一つ、そこと提携をする信託銀行が必要であるという現実的な問題があるわけです。一つの銀行は経験がないということで、実は内諾が去年からありながら秋の段階で降りたいということがありました。もう一つの地銀は10年来公益信託の経験があるところに今度はお話しを持ってご相談に上がりました。地銀自体は努力をしようということがございましたが、提携している信託銀行がやはり金融業界の厳しい状況の中で、本社しか対応しないということで東京から担当の方がいらっしゃってこちらとお話しを詰めなければならないということがございまして、非常にパートナーとして物理的にも難しいということがありました。その結果として事務費も非常に大きなものを要請されました。

私どもは500万円という枠を考えて、これができるだけ多くNPOに渡ることをお望んでいますので、事務費が銀行にたくさん渡るといことを選ばざるを得ないのだろうかと、流れに乗っていけばそれで決着することもできたわけですが、一方にみんなファンドがあって、これは加藤委員は遠慮なさっておっしゃいませんでしたけれども、事務局のせんだい・みやぎNPOセンターとしても非常に人件費がかかることを協働のために事務は分担する形で経費は助成額の1割に抑えましょうということ御協議いただいたわけございまして、結果としてみんなファンドとの連携の方がNPOにとってもよいのではないかと結論をこの短い期間に県としても苦渋の選択をいたしまして、確かにみなさんには前回の委員会でこうだったのにこうではないか180度変わったというような印象を持たれるかもかも知れませんが、目的とするところは変わっておりません。方法論が少し変わったということ御理解いただきたいと申します。今の説明に対しても納得ができないということがございましたら、お時間が許すようでしたら説明をさせていただきますので、どうぞ質問していただければと思います。

山田会長

確かに前回は公益信託でということ私も了解したと思うのですが、ただ銀行に預けて公益信託でというのはどこでもやられていることですので、ぜひ宮城方式で個性のあるものにして欲しいなというふうには前から思っていました。それから岩手県で公益信託でやっているのですが、銀行が受けて手数料を取るのですが銀行は何もできないわけです。というのはやはりNPOでないとできないことを痛感しておりまして、結局NPOがボランティアでやっているわけです。だとすると、これはNPOがきちんと運営した方がどちらにとってもいいかなと私は思っておりまして、前に公益信託でということ御了解したのですが、その二つの理由でこの方式でやっていただけたらなと思っております。ただ、皆様方からいろいろ客観性であるとか県民に対する公開性であるとか御心配があるかと思いますが、その点に関しては十分配慮の上実行していただければと思っておりますがどうでしょうか。

藤田委員

このみやぎNPO夢ファンドの運用委員会というのは、みんなファンドの運用委員会とは違うということですね。はいわかりました。

山田会長

大切なことですので、時間過ぎていますがけれどもどうぞ御意見ございましたら御発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。若干、御不満の方もいらっしゃるかも知れませんが、ぜひ宮城方式のファンドとして育てていただきたいと思いますし、先程、佐々木委員が言われたようなシンボル性、ブランド性のあるようなものにしていただきたいと思います。御了承いただけますでしょうか。よろしいですか。それでは今日みなさまから出されました御指摘を県では実行していただくということで御了承いただきましたので、よろしくをお願いします。

それからその他ですが何かございますでしょうか。それでは時間が過ぎておりますが、今日全体のお話しの中で発言しそびれたというようなことがありましたら、どうぞお出しいただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

秋葉委員

県政だよりの3月号でNPO特集を組まれるということですが、その際にぜひ常任委員会でも指摘させていただきました税の優遇措置について、制度を知らなくて優遇を受けていないところもあると思うので、優遇税制の利用も併せて告知いただきたいと思います。

渡邊環境生活部次長

秋葉委員からは常任委員会で、宮城県が行っている税の優遇措置についてどれぐらいのNPOが利用しているかと、そのデータをきちっと把握をして公表するよというお話でした。御存知のように国のNPOに対する優遇税制が確立しておりませんで、そこを変えていくための県の働きかけも必要な訳ですが、併せて県が議員提案で作られた条例に基づいて様々な優遇措置を用意しているということを多くのNPOに知っていただくように広報に努めて参ります。

山田会長

他にはございませんか。

なければこれで議事は終わらせていただきます。

今日は大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。また次回からもよろしく願いいたします。

事務局

以上をもちまして民間非営利活動促進委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。